



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト 2013年1月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶

謹啓 極寒の候ではございますが、皆様にはますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。何かとお心にかけて下さいますとありがとうございます。

行政書士として3回目の正月を迎えます。少しずつ地元市川市をはじめ、多くの方々のために働くことができ、大変嬉しく思っております。本当にやっていけるかはこれからの頑張りにかかっているのかと思っています。新たな専門家集団との出会いもあり、私は心強く思っています。地道に仕事を続けていきますが、飛躍のきっかけをつかめればと思っております。あらためまして本年もよろしく願いいたします。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



謹白

2 近況のお知らせ

(1) 市民のための行政書士電話相談を担当して参りました



12月11日、千葉県行政書士会（千葉市中央区）において市民のための行政書士電話相談を担当させていただきました。午前10時から午後3時までの間で、一般的な法律に関するご相談をお受けいたしました。ありがとうございました。

(2) BNI サンプラチャプター異業種交流会に参加しました



12月4日より、都内中野にて開催されている一業種一人のビジネス交流会 BNI サンプラチャプターに参加することになりました。これは、毎週火曜日6時45分より、中野サンプラザ20階のレストランにて、専門家・経営者等24名が参加しお互いのビジネスを紹介しあうことを目的とした会です。

クラウド専門家、マンション管理士から気象予報士まで様々な方が集まり、毎週ビジネスを交わし合ういわゆる「営業会議」です。異分野の方々から様々なことを学び、それらの方に行政書士として情報提供をさせていただきたいと思っております。今後、私が皆様をこの会のゲストにお誘いさせていただくことがあるかと思っております。その際は、ぜひ一度気軽に参加してみてください。よろしくお願いいたします。



(3) 市期一会を本八幡で開催いたしました



1日午後より本八幡駅南口の商店街で、市川商工会議所青年部が主催する「市期一会第2回」が開催されました。当日はスタッフとして誘導員等のお手伝いをさせていただきました。寒さ厳しく雨が降る中、男女200名超の参加をいただき大変感謝しております。

(4) NPO 成年後見支援センターの研修会に参加しました

18日午後、NPO 法人千葉県成年後見支援センターの研修会に研修委員として参加しました。今回は「介護の現場と成年後見制度」と題し、市川市の社会福祉士今川純子先生にお話をいただきました。介護の現場の現状、そして成年後見を受任する上で私たちが知っておくべきことを認識することができました。続いて「行政から見た高齢者・障がい者

をめぐり現状と課題」と題し、千葉市議会議員で、行政書士でもある亀井琢磨先生からご講演をいただきました。主に千葉市における高齢者保健福祉推進計画の内容と現状、ケーススタディーで高齢者・障がい者を取り巻く現状から私たち行政書士は何をしていくべきか、考えさせられる非常によい機会となりました。

3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

2) 個人事業者等の方、「転ばぬ先の杖契約書」をリーズナブル価格で作成します

個人でお店、事務所を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした「契約」を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「転ばぬ先の杖契約書」を¥5,000（税別）から作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。

3) エステ、家庭教師、学習塾、英会話教室、パソコン教室、結婚相手紹介サービスを開業する方、クーリングオフ等の消費者対応は大丈夫ですか

特定商取引法を御存知ですか。ご存知でない方も「クーリング・オフ制度」は聞いたことがあると思います。ある一定の期間内なら、結んだ契約でも消費者が取りやめることができる制度です。特定商取引法でクーリング・オフ制度が定められているのは、「訪問販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供勧誘販売」などです。

この中で、「特定継続的役務提供」とは、一定期間にわたってサービスの提供を受ける内容の取引を規制するために設けられたもので、エステティックサロン、英会話（語学）教室、家庭教師、学習塾、パソコンスクール、結婚相手紹介サービスの6種類が規制の対象になります。

エステでは1月以上、それ以外のものは2月以上のサービス提供期間があり、契約金額が5万円以上のものが対象となります。教材などの関連商品（抱き合わせ）もサービス取引と一体として取り扱います。

これらにはクーリング・オフ制度が適用になります。消費者が契約の申込みをして、事業者から「契約書」を受け取った場合には、その日から計算して8日目まで、クーリング・オフができることとなります。

ところが、契約書を消費者がもらっていなかったり、契約書の内容に不備があった場合には、期間を経過してもいつでもクーリング・オフができてしまいます。事業者にとって契約書の不交付、内容の不備は経営に大きな影響を与えてしまいます。

また、契約書中には中途解約に関する返還金について定めて、クーリング・オフ期間後の中途解約についてもしっかりと消費者対応が必要となります。

開業準備で忙しく、重要なこれらの書面を用意し忘れていないでしょうか。

当事務所では、対象となる事業者様のために、リーズナブルな価格で契約書を作成し、契約書の条文をやさしく解説し、運用上の注意点をアドバイス致します。アフターフォローは困ったときはいつでもお受けしています。

お知り合いの方に上記の業務を始める方がいらっしゃいましたら是非ご紹介下さい。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239